

平成25年度第1回練馬区いじめ等対応支援チーム

平成25年10月30日

【教育指導課長】 皆様こんばんは。本日はご多用のところお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより平成25年度第1回いじめ等対応支援チームを開会いたします。

議事に入る前までの進行を務めます、よろしくお願いいたします。

本チームの会議は、設置要綱にて年3回開催が位置付けられておりますが、今年度の開催は2回となっております。後ほど、昨年度の練馬区立小中学校におけるいじめの状況について事務局より説明等がございますが、いじめの状況を把握するための調査が例年より2カ月実施が遅くなったことが開催回数の減少の理由となりますので、ご了承ください。

それでは、次第に沿って会を進行させていただきます。

初めに委員委嘱であります。委嘱状の机上配付をもって交付にかえさせていただきます。お名前等のご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では続きまして、委員長よりご挨拶申し上げます。

【委員長】 改めまして、こんばんは。委員長を仰せつかっております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今、教育指導課長から話ございましたように、本来であればもう2回目ぐらいをやっ
ていなくてはいけないということなのですが、今、説明しましたような状況で、本日が第
1回ということになっております。決して、何もやらなくて本日が第1回ということでは
なくて、昨年、様々、この支援チームの中で議論をしていただいて、練馬区としてのいじ
め問題に対する対策方針というものをしっかりと位置付け、昨年度からずっと対応を行っ
ていたということで、後ほど事務局から状況についてのご説明を申し上げますが、私とし
ては、徐々にではありますが、対策方針に基づいた対策は実を結びつつあるのかなと。

ただ、楽観は許されません。今、いじめの問題は、新聞等マスコミからは若干見られな
くなってはおりますが、依然として各学校、いじめの問題はございます。そういう中で、
いかに子供たちにこの問題についてしっかりと、教職員を挙げて、学校を挙げて、組織と
して向き合うかということは大変大事なことでございまして、そのためにも、この対応支
援チーム、私どもが今やっております会議がいかに重要か、意義があるものかというふう

に改めて感じている次第でございます。

これから議事を進めさせていただきますが、おおむね1時間半から2時間程度の時間を予定しておりますが、どうぞ活発なご議論をいただいて、練馬の子供たち、このいじめの問題を何とか解決をしていくということで、ぜひ皆様方のお力添えをいただきたいということを申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【教育指導課長】 それでは、本日が今年度初めての会ですので、委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。

【委員】 こんにちは。どうぞよろしくお願い申し上げます。どの学校でも起こり得ることということで、しっかりと捉えながら、このいじめ問題に関しては考えていかなければいけないなと思いますし、また、いじめ防止対策推進法という法も制定されたということで、またこのいじめに関する支援チームの重要性が増してくるのではないかなと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【委員】 先般のもろもろの事件においても、やはり一番の危機感をもって対応していかなければいけないと思っておりますが、そういった意味で、皆様と一緒に、練馬区の子供たちのために、まずいじめについての対応ということで、私も勉強させていただきながら、ご一緒にやらせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【委員】 こんにちは。昨年も大変勉強をさせていただきました。今年度もまたたくさん勉強させていただいて、実際の現場で生かせるようにしていきたいなと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【委員】 こんにちは。昨年に引き続きまして委員を仰せつかまつりまして、現場にいる立場からのお話を少しでもお力になれるようにしていけたらいいなと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【委員】 こんにちは。よろしくお願い申し上げます。いじめについても、私も昨年同様また勉強させていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

【委員】 こんにちは。どうぞよろしくお願い申し上げます。保護者の立場として、また学校とうまく連携をとれるように、この会で勉強させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【委員】 こんにちは。よろしくお願い申し上げます。保護者の立場として、行政や先生方から見ると言いたい放題の意見になる可能性もあるのですが、また違っているところをいろいろ

ろ教えていただいて、一般保護者はこんな感じなのだということを聞いていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 こんばんは。昨年度に続き、また委員ということで、行政としてできる限りのことをしてまいりたいと思いますので、多くの意見を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【委員】 こんばんは。様々なことがあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。私どもとしても全力で取り組んでまいりたいと考えております。

【委員】 今年度もよろしくお願いいたします。

【委員】 よろしくお願いいたします。

【副委員長】 よろしくお願いします。

【教育指導課長】 続きまして、本チームの趣旨説明を事務局よりお願いいたします。

【事務局】 事務局です。それでは皆様、本日配付しております資料1をご覧ください。練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱に基づきまして、本会議は開催しています。

第1条をご覧ください。設置につきまして、練馬区立学校および幼稚園におけるいじめをはじめとした学校問題について、学校と教育委員会が情報を共有するとともに、未然防止と早期解決に向けた実効性のある取組の充実を図るため、いじめ等対応支援チームを設置するというように、設置の理由が述べられております。

第2条には6点、本会の中で協議をするものということで示されております。

また第4条につきましては、先ほど委員の委嘱をさせていただきましたが、委員の委嘱期間が述べられています。

第6条につきましては、本日の会議につきまして、冒頭、教育指導課長から説明がありましたが、原則3回のところを、今年度、調査等の実施時期が2カ月遅れたということで年2回の開催となっているということでご了承いただければと思います。

第7条です。委員長は本日の協議および状況について教育委員会に報告ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

裏面でございます。第8条です。この会は、いじめに関する重大案件等が発生した場合は、事実関係の調査を目的として、この支援チームのもとに専門家によるいじめ等対応支援特別チームを設置することとなっております。

そして第9条、この支援チームの庶務は、教育委員会事務局教育振興部教育指導課において処理をさせていただくこととなります。どうぞよろしくお願いいたします。

【教育指導課長】 では、委員が到着いたしましたので、来られて早々なのですが自己紹介をお願いいたします。

【委員】 申しわけありません。どうぞよろしくお願いいたします。

【教育指導課長】 では、説明が事務局よりございましたが、質問等がございますでしょうか。

では、議事に入る前に、本会の公開について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局です。練馬区では、附属機関等の会議につきましては原則公開としております。具体的には、会議の傍聴を認める。会議における資料を公開する。会議録を公開する、というものです。

なお、会議録の公開につきましては、各委員に記録をお渡しし、内容をご確認いただいたうえで、区のホームページで公開したいと考えております。

ただし、当支援チームが必要と決定したときは非公開とすることができることとなっております。以上でございます。

【教育指導課長】 ただいまございました事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。

では、特にご意見ないようですので、それではこれより議事に入りますが、ここからは委員長が進行を務めます。よろしくお願いいたします。

【委員長】 それではよろしくお願いいたします。議事を進めてまいります。

初めに、議事の(1)練馬区立小中学校におけるいじめの状況および取組についてです。

本区の状況につきまして、様々な資料が提出されておりますので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局です。それでは、まず資料2に基づきましてお話をさせていただきます。資料2をご覧ください。資料2は、平成24年度練馬区立小中学校におけるいじめの状況でございます。

まず、いじめの認知件数でございます。昨年度の平成24年度に、いじめを認知した学校数は、小学校57、中学校30となっております。また、認知件数は、小学校271、中学校257となっております。平成23年度と比較しますと、特に認知件数等が数値的に大きく上がっているということが言えます。

2番、いじめの現在の状況でございます。解消しているものについては、平成24年度は231となっております。271件のいじめ認知件数に対して、231の解消数です。中学校は257のいじめの認知件数に対しまして、236の解消数となっております。ま

た、右側には、解消に向けての取組中である件数等が示してあります。

3番、いじめの認知件数の学年別についてですが、横を見ていただきますと、小学校6年生が73件、中学校1年生が124件。この中学校1年生をピークに、9年間を続けて見ますと山型のような形になっていることが分かります。

続きまして4番、いじめの発見のきっかけでございます。裏面になります。

いじめ発見のきっかけにつきましては、小学校・中学校とも、まず発見は学校の教職員等が発見した件数が圧倒的に多くなっております。その内訳としましては、アンケート調査など学校の取組による発見が多くなっております。小学校では、平成24年度140件の発見のうち109件がアンケート調査等。また中学校では163件のうち150件がこのアンケート調査などの学校の取組による発見でございます。

また、学校の教職員以外からの情報による発見につきましては、本人からの訴えが、小学校・中学校とも最も多くなっております。

続きまして5番、いじめの態様についてです。どのようなことでいじめという訴えが多かったかということを示す表でございます。

最も多かったのは、一番上にあります冷やかしゃやかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われるといったものが、平成24年度、小学校では219件、中学校では203件となっております。また、続いて、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりするということが、小学校で46件、中学校で32件となっております。また、同じような数で、仲間外れ、集団による無視をされるということが、小学校43件、中学校31件となっております。

以上が資料2でございます。

続きまして資料3をご覧ください。資料3につきましては、平成25年9月に各学校に示した練馬区版いじめ対応のポイントでございます。練馬区教育委員会いじめ問題対策方針に基づき、このポイント等を各学校に示しました。

この資料につきましては4部構成となっております。第1に、いじめ対応の基本姿勢と現状。第2に、いじめに対する指導。第3に、いじめ発見のポイント。第4に、いじめ対応で学校として徹底すること、になっております。

まず第1の、練馬区におけるいじめ対応の基本姿勢と現状につきましては、まず練馬区としての基本姿勢、「いじめはどの学校(園)にも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に立ち、組織で対応する。」ことと各

学校に示しております。

また、昨年度の「平成24年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、ここにグラフで表したような調査の結果となりました。これにつきましては資料2に示してあるものをグラフ化したものでございます。

続きまして、裏面の2番、いじめに対する指導についてでございます。いじめの対応については、常に当事者意識と危機意識をもち、学校がいじめられている子を守るという強い気持ちで指導に当たってもらうということを示しております。また、改めて大津市の報道等からの教訓を示しております。

さらに、いじめによる自殺を防止するという点には2点挙げています。1つは温かい人間関係を育むということ。もう1点は子供たちのサインを確実に受けとめること。この2点を示しているところでございます。視点につきましてはここに示してあるとおりであります。

さらに、大きな柱の3点目は、いじめ発見のポイントです。このいじめ発見のポイントは、子供の状態を6つのカテゴリーに分けて示してございます。このような状態が学校で子供たちに見られないかどうかということで、いじめを発見する教師の視点を育てていこうということを考えております。

最後、4点目が、いじめ対応で学校として徹底することということで、昨年度作成しました練馬区教育委員会いじめ問題対策方針より、学校（園）の取組を7点示してございます。

以上が資料3でございます。

続きまして資料4に移ります。資料4につきましては、昨年度策定しました練馬区教育委員会いじめ問題対策方針にかかる対応について、策定から現在までの間にどのような取組を具体的に行ってきたかを示しているものでございます。四角囲みの中が取組ということになっておりますので、それ以外のところは練馬区教育委員会いじめ問題対策方針に示してある文言でございます。

まず、教育委員会の取組として、第一にいじめの的確な実態把握ということでございます。先ほど資料2で示した調査、また年3回、ふれあい月間というものがございます。そこでの調査、そしていじめのアンケート等で、この実態把握を行っているところでございます。

第二に学校（園）・教職員への指導・助言についてでございます。

まず、教職員の研修の実施についてでございます。教職員の研修につきましては資料5をご覧ください。

資料5には、今年度、教育振興部教育指導課の主催で行っております研修を示しております。ここがいじめにかかわる研修を行っているところでございます。

なお、申しわけございません、人権教育研修というのが最後にございますが、10月17日にもいじめに対応する研修を実施しておりますので、加えていただきたいと存じます。申しわけございません。

このようなところで、校長研修、副校長研修、生活指導、保健担当、特別支援教育、10年目、初任者、人権教育といった機会をとらえて、今年度、いじめに対する研修を行っているところでございます。

資料4に戻らせていただきます。

他に教育指導課では、先ほど資料3に示しましたいじめに対する組織的な取組の充実に向けてということで、リーフレット等、またいじめ対応のポイントのリーフレット等を作成し、配布しております。

続きまして、情報共有についてでございます。各学校が作成するいじめ対応状況報告票を通して、継続観察と必要に応じた指導を行っております。また、そこから上がってきたもの等を、アンケート等も含めまして分析を行っているところでございます。続いてのところは2ページに書いてあるところでございます。

第三の取組としまして、いじめ相談窓口の周知ということでございます。

本日の配布物の中に、このクリアファイルがあるかと思えます。これを全児童・生徒に配布しまして、いじめの相談窓口ということでの周知を行ってきたところでございます。また、掲示物等の作成・配布、そして掲示等も行っていたいております。

続きまして、集団づくり・人間関係づくりに向けた支援でございます。こちらは総合教育センターと連携をしまして、ソーシャル・スキル・トレーニング研修、そして教育相談研修を行っているところです。

続いて、幼児・児童・生徒への働きかけでございます。

まず、いじめ一掃プロジェクトを通じた指導を行っているところでございます。今年度につきましては、後ほどまた説明させていただきますが、平成24年度は四角の中にあります「いじめ撲滅宣言の表彰」等、また学校(園)奨励賞を設置し、表彰を行ったところでございます。

3ページに移ります。インターネットによるいじめ等の問題もございます。そこで、情報モラル講習会を充実しております。現在は小学校5年生、中学校2年生および保護者に向けて、講習会の充実を図っているところでございます。

続きまして保護者・地域との連携強化および啓発の促進です。

第一に、いじめ防止実践事例報告会において、保護者・地域へ広く啓発を図っているところでございます。また、四角囲みの中に書いてあります、幼児・児童・生徒・保護者向けリーフレット「あなたのまわりの子供たちみんな笑顔ですか」を、総合教育センターと教育指導課で連携して作成し、配布をしているところでございます。

続いて、教育だよりやポスター等を活用した積極的な情報発信につきましては、先ほどお話をしました練馬区いじめ撲滅宣言、これをポスターにしまして配布をしたところでございます。

続いて、学校（園）内外の関係者からの幅広い情報収集でございます。保護者・区民等からいただく電話および区民の声、そして区長への手紙等の対応について情報を収集し、関係する学校で調査等を行っていただき、対応を行っているところでございます。

続きまして、いじめ改善に向けた制度の運用でございます。緊急対応では別室指導を優先し、出席停止制度の適用は個別の状況を見極めたうえで検討していきませんが、資料4に示されているように、現在のところ該当案件はございません。こちらでは該当案件はないということでございます。

続きまして、就学前教育への支援でございます。区立保育園の職員向けの研修の講師として、いじめに対する研修を行いました。その際には、本日までご出席いただきました委員とともに行わせていただいたところでございます。

続きまして、子供関連機関との連携強化につきましては、随時行っているところでございます。

また、新たな対応の組織の整備につきましては、昨年度、このいじめ等対応支援チームを2回開催させていただき、本日、今年度1回目の開催となっているところでございます。

続いて、いじめ等対応支援特別チームにつきましては、昨年度、チーム開催実績が必要となる案件はございませんでした。

続きまして、いじめ問題に対応する体制の整備についてでございますが、こちらにつきましては、法的措置による相談があれば、そのような相談、そしていじめ等の問題解決支援の連携ということで、東京都教育相談センターと連携を図りながら対応していくといっ

た体制を整えているところでございます。

続きまして、学校（園）の取組についてでございます。

まず、定期的ないじめの実態把握と校（園）内における対応についてでございます。四角の中をご覧ください。ふれあい月間の取組が年3回ということをお話ししましたが、こうした中でやっていただいております。また、いじめアンケートの定期的な実施ということでございます。実施頻度は年2、3回が、小学校53校、中学校30校。年4回以上やっているところが小学校12校、中学校4校となっております。こちらは、先ほどお話をしました「平成24年度児童・生徒問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」のところから明らかとなったところでございます。

教職員の指導力の向上につきましては、各学校で職員会議等を通じていじめの問題について教職員間での共通理解を図っていただいているところでございます。この、いじめの問題に関する校内研修につきましては、区内小中学校全99校で行っているところでございます。

続いて、教育相談の充実でございます。児童・生徒が相談しやすい校内体制の工夫ということで、小学校40校、中学校23校からは、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図ってきたという回答を得ております。

6ページになります。多面的な相談体制の構築につきましては、教育相談室、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察署等との連携を行っているところでございます。

次に、いじめる側の幼児・児童・生徒への実効性のある指導についてでございます。

まず、毅然とした指導の徹底ということで、対応方針には示しております。警察に相談・通報した件数は、平成24年度は該当する案件はございませんでした。

続いて、保護者と一体になったいじめ改善につきましては、いじめる児童・生徒への対応で、保護者への報告が小学校114件、中学校132件。また、いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導が、小学校61件、中学校55件ということで上がってきております。

児童・生徒の主体的な活動の促しにつきましては、小学校の児童会、また中学校の生徒会におきまして取組を進めていただいているところでございます。こちらにつきましては、いじめ一掃プロジェクトの実施によって、いじめ防止実践事例報告書を各学校で作成し、提出をいただいているところでございます。

7ページになります。保護者・地域との連携強化および啓発の促進についてございま

す。学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得る取組を既に行っている学校につきましては、小学校22校、中学校11校ということでございます。

さらに、校（園）種間および関係機関との一層の連携につきましては、校区别協議会の実施、また引き継ぎ等に関する連絡会の実施を行い、連携を図っているところでございます。

さらに、子供関連施設との情報共有も、先ほどお話ししたとおり、継続的に学校でも図っているところでございます。

最後に、資料5は、先ほどご説明させていただきました職層研修についてでございます。

資料の説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。平成24年度の取組ということで、今、事務局から説明をさせていただきました。ご承知のとおり、昨年9月、大きな問題となった記憶も新しいところでありますが、それ以前からやっていたこともありますし、またそれ以降、9月以降、様々な取組を平成24年度にやってまいったということを、まず報告をさせていただいたというのが資料2から資料5まででございます。

それでは、資料の中身について、あるいはこれまでの練馬区の取組について、ご意見、ご質問ございましたらお寄せいただきたいと思います。いかがでしょうか。これを見る限りではいろいろなことをやっているということなのですが、何かご意見があれば。

【委員】 この資料2の認知件数などのところを見ると、やはり23年度よりも24年度の、学校が認知している件数が増えたということに関しましては、教職員、子供たちそれぞれが、いじめということに対するアンテナが少し高くなって、広がって、意識が高くなってきているのかなと思います。それに関しては、やはり区の取組として、アンケート調査で確実に捉えていくという姿勢や、ふれあい月間、いじめ一掃プロジェクトの中で様々な取組をしている中で、子供たちへの指導、そして先生方がさらに意識付けられている、そして解決に向けての取組もしなければならないという高まりがあるのではないかと。アンケート調査と、それからいろいろなご報告から感じたものですから、やはりアンケート、そしてこのような様々な取組を継続していくことはとても大事ではないかなと思っています。

【委員長】 ありがとうございます。いかがですか。

【委員】 私は、データもそうなのですが、今回、いただいた、このいじめの対応のポイ

ント等、これ、すごく私はいいなと思って見させていただきました。これをそのまま私は職員にも話をしているところでございます。発見のポイント等もより具体的な部分が示されていて、すごく分かりやすい。これは今回新しく出たいじめ防止対策推進法の中の一つのポイントとも合致するところがあって、より分かりやすくなっているのかなと思っています。また、4番目のところにある、学校として徹底していかなければいけないところについても具体的な部分が出てきておりますので、大変ありがたいなと思っています。

ただ1点、これから出てくるところだと思いますが、先ほどのインターネットという部分においては、今、具体的な話をさせていただいて大変申し訳ないのですが、スマートフォンによる、通称無料通信アプリ等が、大変な勢いで子供たちの中に波及して行って、通常の関わりの中のいじめというよりも、無料通信アプリ等を通してのいじめの方が、今は大変顕著に出ているので、その辺のことを今後どうしていくかということが一つのポイントになっていくのかなと思っていますところでございます。

【委員】 そちら辺は、やはり「仲間外し」というような形で、出てきているというのは、保護者からの声で上がっているところです。

【委員長】 今、そういう話がありました。具体的に、どうですか、その辺は。感触というか。この資料や今までの取組についてのご意見でも結構ですので、

【委員】 本校でも、実際私のところでもあったのですが、やはりインターネット、教員または大人が知らないところで、からかいがあり、いじめと認知できるような内容のものをやっていて、それは発見ができたのでよかったのですが、発見ができないと、それがそのままエスカレートして行って非常に恐ろしいケースになっていくのだなと思います。当該者は全く知らないところで行われているというのがとても怖いなと思います。

その対策としては、保護者の方にインターネットをどう扱うかということも、保護者会等でお願いをしたり、そういう形で徹底をしたりしていくしかないのかなと、今のところ思っています。以上です。

【委員長】 なるほど。いかがですか。

【委員】 本校でも同じように、やはり無料通信アプリに関するトラブルというのは非常に多いです。また、無料通信アプリを使用している割合が非常に高いです。ツールとしては非常に便利ですので、私も使ってはいるのですが、ツールとして便利な分だけ、それを介したコミュニケーションが非常に多くなって、いわゆるその中での「仲間外し」、先ほどもありましたが仲間外れであったり、あるいは何人かで共謀して一人の悪口や嫌な写真を

載せたりということが出てきているようです。

問題は、以前のように携帯電話は学校では使うなとか、何々が悪いことがあったらそれは禁止とかいう、以前はそういうことがあったのでしょけれど、今はもう、「携帯電話は使いなさんな」とか、あるいは「無料通話アプリは禁止だ」とかいうことは通用しないです。そこでどうやってモラルを高めるか、どのようにしてそのツールを便利に使っていくかというところの指導が大事になってくるのかなと、最近は思っております。

【委員長】 その辺はもうひと工夫もふた工夫も必要で、それを徹底させていくにはということなのでしょうか。

【委員】 そうですね。その使い方を、彼らが大人になっていく中で必ず付き合っていくものですから、いかに使い方をしっかりさせていくかということのほうに重点を置かなければいけないのかなと思っています。

【委員長】 その辺は、保護者の立場というのは。

【委員】 保護者としては、無料通話アプリというのは大人が使っても本当にいいアプリですし、便利な部分もありますし、やりとりではなくて電話も無用だということでもすごく便利なツールなのですが、ただ、それを親が果たしてどこまで管理できるか。というのも、一概に携帯電話を奪ってしまえばそれまでだと思うのですが、ただ、小学校ではそれができたとしても、中学校に行くときや、塾とかに行ったときに、帰りに危ないという面で持たせなければいけないという部分もある。どう使っているかということまで親も管理できないとは思いますが。

ただ、今、携帯会社においても、無料アプリを使える規制があるという会社もあるそうなので、そこをうまくやっていくしかないのかな。というのは、親の立場としては、こればかりはどうすることもできないというところはあると思うので。

【委員長】 ちょっと無料通話アプリの話が盛り上がってしまったのですが、これまでの取組を見て、実際、自分の子供を含めて子供たちを見て、何か目に見えていじめの問題に対する対策・対応が変わってきたなというのはありますか。保護者の立場で見ていただいて。

【委員】 いじめもいろいろな種類があると思うのです。ここに練馬区の基本姿勢というのがありますが、ちょっとはてなと思ったのが、「いかなる理由があっても被害者の側に立ち」と書いてあるのですが、これは、ここの部分は「はてな」と。いろいろな情報ももらっている限りでは、今の子供たちって僕らの年代のときよりも数倍の情報量があるし、

頭の回転が多分速くなっていると思うのです。だから、それをうまく利用して、「はい、私
いじめられています」という子が増えているような気がするんです。その子が実際には、
逆にいじているんです。周りに、何だかんだと。その場合、その子たちから無視された
といった場合に、頭がいいとすぐ手を挙げて。周りにいる子はちゃんと先生に報告してい
るのですが、多分、学校としては、手を挙げた側となるじゃないですか。その場合、こ
の「いかなる理由があっても」というところは、ちょっとどうなのでしょうかとこの部分
が。

【委員長】 当然あっていい意見だと思います。ここがまた、まさにいじめの問題の難し
いところだということで、これもいろいろな議論を経てこういう表現にはなっていますが、
いろいろなご意見があって当然だと私は思っています。

【委員】 私は、まずこの資料3がとても素晴らしくて、初めて拝見したのですが、保
護者の立場としては資料3の2のいじめに対する指導についてのところの、「担任が聞いて
も「大丈夫」と言う。ましてやアンケートでは自分からは何も書かない。(今回、練馬区
において実施した東京都の緊急調査でも、いじめられている本人はアンケートに書かない
ケースが多かった)」と書いてあるところです。そこがやはり、こういう風に書いてあるの
を見ると、保護者としては本当に真摯にそのことについて考えてくださっているのだとい
うのをこの文面から感じて、とても嬉しくなります。ここがなくても別によかったと思う
のですが、やはりアンケートに書かないケースが多かったと学校側や行政の方が書いてく
ださっていることに、私はとても安心するというか、そういうもので保護者というのは、
何も言わないのですが、やはりちょっとした言葉遣いやそうしたところを敏感に感じるん
です。先生方や行政の方の気持ちというか、この問題をどういう風に解決しようとしてい
るかというところを。なので、私はとても、この資料の中ではこの部分がとても嬉しく
感じました。

もちろん、家庭の問題と決め付けるといじめが見えなくなる可能性があるというのも、
こういう風に考えて取り組んでくださればとてもいいなと思いましたが、やはり、親は何
も言いませんが、うそがあると隠そうとしたり。分かるんです。やはり、いろいろな方法
で。分かっても、多分、そのことは言わないのですが、そういう風にもものがどんどん広が
っていくということがあります。ですから、こういう風にここに明記して下さったのは
とても嬉しく思います。

それで、アンケートに関しては、情報交換会でもいろいろな意見が出ました。そのアンケ

ートが配られたときに、先生が一对一の場合はいじめではないんだよ、それは単に嫌がらせであって、集団対一の場合はいじめというんだよ、というふうに言われたというご意見があったのです。それは、保護者から見るとそれだっていじめなのに、一对一は書かないでというふうに先生がおっしゃったとか、そこら辺はやはりいろいろ、保護者の中ではいろいろ意見があるので、いじめアンケートに関しては、どうしてああいう風になったのかなという疑問があります。

【委員長】 何かご意見があれば。

【委員】 今、私が仕事をさせていただいているような適応指導教室は、不登校の生徒さんが通って来られ、現在は2クラスぐらいの生徒さんが来ているのですが、その中に、初めてこういう場所に来て、学校ではなかなかいじめという言葉は使えなかったのだけれど、こうやって外に出て、初めて娘または息子がそれをされていたのだということをお話しになる方もいらっしゃいます。そんなことはアンケートに書けない、書く前にむしろ学校を休んでしまうという方もいらっしゃいまして、その中で保護者の方も、ご本人とお話ししながら、このことをどう解決していこうかということで、あまり事例はお話しできませんが、やはりそこは勇気をもってご家庭が学校にお伝えして、随分さかのぼってのことだったようですが、その当該学年だけではなくて、何年か前にさかのぼって、そのときの先生方が、もう一度そこでチームを組んでくださって、当時のことを思い返しながら取り組んでくださったということで、それで解消するわけではなかったのですが、その学校の先生方の対応に関して、一定のところでご家族も安心されたというような話もありました。なかなか、学校現場にいる、学校の中ではアンケートが書けない子たちも、やはり中には多いなと思います。不登校になって初めてお話ができるという、そういう方に私たちもお会いしています。

【委員長】 ありがとうございます。これまでの取組について、もしお話しいただけるのであれば。

【委員】 昨年もお話をさせていただきましたが、幼稚園ではいじめという形の表現ではなくて、いじめの芽というような形で捉えて毎日保育をしております。遊びをしているうちに度が越してしまう、お友達と追いかけてっこをしていて、捕まえているうちに襟首をぎゅっと引っ張るとか。どこまでが遊びでどこからが度を越すかというのは、やはり小さいうちから、「それはちょっとやり過ぎなんじゃない」と言っていけないと、自分では区別がつかないという現状は実際ありますので、それは実際に幼稚園の保育の中でやっています。

それと、先ほどはインターネット云々というような、今は情報がすごくいろいろなところから入ってくるということでしたが、幼児も「うざい」とか「きもい」というような言葉を使うようになって、今、それが使い始めのときはびっくりしましたが、今はそれがあまりびっくりしないような状況になっていて、本当に過激な乱暴な言葉も使うというようなことが遊び感覚のようになっている現状もあります。それは人に対して、人が不快な感情をもつ言葉だよということは繰り返し繰り返し指導しているつもりです。ですから、幼稚園や保育園では本当に地道なところで積み重ねが必要だなと思っていますし、幼稚園の場合は、いじめというか意地悪をされると「いじめられた」という表現なので、先ほど、自分もいじめているのだけれど、ちょっとされると「いじめられている」という感覚というのは、幼稚園の子はそれがすごく強いんです。だから、その辺はやはり温かい人間関係をどう作っていくかという根っこの部分を、幼稚園はやっていきたいなと思っています。

それからアンケートの点で、昨年度も、1年生のアンケートって、今、幼稚園に通っている子供たちの数カ月後にアンケートをとるわけですが、どういう感覚で答えて数値として上がってくるのかなというのは興味もあるところであり、疑問というか、どう捉えていくのだろうかというようなことを感じています。以上でございます。

【委員長】 各委員からご意見いただいたし、今日資料でもお示しましたが、学校現場もいろいろな取組をしている。教育委員会としてもそれをサポートすべくやってきたわけですが、とりあえずこれまでの取組について、何かご意見をいただければと思います。

【副委員長】 私も学校等からいじめの講演を頼まれて、日本中でお話しをしてきていますが、やはりいじめに関しては学校に結構厳しいリクエストをしている方なんです。そういう前提でお聞きいただきたいわけですが、先ほどお2人の委員からお話があった点は、まさに今、この場で議論すべきことを大変クリアに示してくれたと思います。

1つは、「一対一だといじめとは言わないんだよ」と担任が言ったと。そういった例が直接あったということは、他校でも多くあるということだと思うのです。

【委員】 自分の学校ではありません。

【副委員長】 はい。でも、そういったケースはまああるので、何をもっていじめとかを全教員に周知徹底できていないのだろうと思うのです。

練馬区の小・中学校の教員は、全部で何人いるんですか。

【委員長】 2,500ぐらいいるのかな。

【副委員長】 2,500人全員を収容できるホールってないですか。私は全教員対象の

研修をやるべきだと思うのです。管理職研修をやって、10年研をやって、初任研をやって、やはり全教員にはとても伝わらないです。研修した内容を正確に校内で伝えているところってまずないので、可能な限り全員研修を僕はやるべきだと思います。何をやっていじめとするかということについてですね。これがまず1点です。

2点目です。先ほど、どっちが被害者なんだと。いかなる理由があっても被害者の立場に立ち、組織で対応するというところに疑問がある意見というのは、私が関わっている地域でもよくあるんです。特に被害者の保護者がものすごく強く出るときがあって、それで、どちらが一体被害者なんだというようなことになることがあるのですが、この場合、それをどんな風に解釈するかを区が決めた方がいいと思います。学校判断にはいけないところだと思うのです。

この場合、被害者というのをどんな風に解釈するかという、解釈の観点の問題だと思うのですが、本人が、自分はやられていると思ったら被害者なわけです。ということは、どちらか被害者だということだと思うのです。名乗りを上げたほうだけが被害者であるわけではなく、「いや、僕の方がやられたんだ」と言っていたとしたら、その子も被害者。どちらも被害者だということは十分にあり得ると思うのです。

国立教育政策研究所の調査でも、小4から中3の間に加害者になった子は9割です。被害者経験のある子も9割です。つまりほとんどの子が加害者、被害者両方経験しているわけですから、同時にどちらも被害者という場合や、どちらも加害者であり、どちらも被害者であるという場合もあり得るので、そういう解釈を明確に区としては打ち出すべきではないかなというのが2点目です。1点目は全員研修をぜひということと、2点目は解釈を区として明確にした方がいいという点です。

3点目ですが、このアンケートが非常に効果を上げていると思うのです。先ほど、いじめ発見のきっかけのデータを見ても、学校の教職員等が発見した場合は、学級担任が発見できたケースというのはすごく少なくて、ほとんどのケースはアンケート調査などによって発見できているわけです。ということは、このアンケートはとても大きな意味があったので、充実させるべきだと思うのです。私は、一か月に一回はやってくださいと申し上げています。というのは、いじめのターゲットは2週間程度でころころ変わっていくのが常です。ですので、例えば、先ほど、年に二、三回がほとんどだというのは、これはやはりちょっと甘過ぎるのではないかと思いました。

そのときに、よく先生方が言われるのは、負担が大きいと。アンケート調査をやり、ま

とめると、負担が大きいということはあるのですが、これは東京都がやっている調査ですよ。そのままやると負担が大きいのであれば、もっと簡素化された、練馬区独自の、もっと簡単に、2、3分で子供たちが答えられるような、集計も簡単に行えるようなものをやる。つまり、いじめの調査に関しては数を打たなければいけない。中身をより充実したものにするというよりも、とにかく数を打っていかないと、今そのときいじめられている子が手を挙げられないという問題があるので、内容は少し項目を絞ってもいいし、集計を簡単にしたものにしていいので、頻度を上げていくということを目指すべきではないかなと思いました。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。今、各委員からいろいろなご意見をいただきました。それらについて、あるいは先ほどご指名させていただいたときに言い足りなかったこと、言い忘れたことがもしあればお出しただければと思うのですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。では、今、事務局から説明があり、また各委員さんからも様々なご意見をいただきましたが、そういう現状、つまりいじめの状況を踏まえて、今後の対策方針について協議を進めさせていただきたいと思います。

議事の(2)として、11月より取り組まれる平成25年度の練馬区いじめ一掃プロジェクトについて、資料が提出されておりますので説明を願います。

【事務局】 事務局です。それでは資料6をご覧ください。練馬区いじめ一掃プロジェクト実施要項でございます。

第1に目的としまして、練馬区におけるいじめをなくし、子供たちが明るく楽しい生活が送れるように、子供たちがいじめについて考え、防止する気持ちを育むことを目的としております。

実施事業につきましては、大きく分けて3点ございます。

まず第1に、練馬区いじめ防止シンボルマークの募集についてでございます。昨年度はいじめ撲滅宣言を行いました。今年度はいじめ防止シンボルマークを募集するというところで考えております。番のところで表彰として、応募のあった中から教育指導課で選定し、最優秀、優秀、入選の表彰を行うということでございます。

第2の取組は、いじめ一掃取組月間の設定でございます。11月の1か月間は東京都でもふれあい月間として設定してございます。練馬区では、この11月をいじめ一掃取組月間として設定してございます。

裏面をご覧ください。実施内容についてでございます。実施内容は大きく3点に分かれ

ています。 実施内容のアをご覧ください。

第1に、授業・保育において実施したいじめ防止に関する活動（授業・保育部門）としております。第2に、児童会・生徒会が主体となって実施したいじめ防止に関する活動、こちらを児童会・生徒会部門としております。第3に、保護者・地域と連携して実施した活動、こちらを保護者・地域との連携部門としております。こちらにつきましての取組を行っていただき、そしてウのところ、いじめにかかわる実態アンケートを活用し、いじめについての実態を把握していきます。ここのアンケートにつきましては、観点は国のいじめ対応とリンクをさせていただいて、区独自でつくっているところでございます。

これにつきましては、表彰を、学校（園）奨励賞ということで、いじめ一掃取組月間に顕著な成果を上げている幼稚園、小学校、中学校を奨励賞として表彰しております。

3点目の大きな取組としましては、平成25年度いじめ防止実践事例発表会の開催でございます。開催日時は平成26年1月27日、月曜日、16時から17時となっております。内容につきましては、練馬区いじめ防止シンボルマークの表彰、また学校奨励賞を受賞した学校の実践事例の発表を行います。

今年度は、より多くの保護者・地域の皆様にも知っていただきたいとのことから、実践事例発表会を練馬文化センター小ホールで実施することになっております。また、青少年課との連携を図り、P連の皆様にも参加協力を依頼しているところでございます。

いじめ一掃プロジェクトにつきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

【委員長】 実は、今、説明いただいたのは（2）なのですが、（3）で、今後の方針を方向付けるための、私どものいじめ問題対策方針というのがあるわけですが、その改正といいますが、それについて議論していただくつもりでおりますので、かなり全般的なことについては（3）のところでご議論いただければと思っております。

（2）は個別の事業といいますが、練馬区としてはこの間もずっとこのいじめ問題については取り組んでいて、このいじめ一掃プロジェクトというのはそれなりの積み重ねがあって行っているもので、今年度については少し充実をして、今までよりも広い場所でやりたいということと、より広範な連携を図る意味でPTAの皆さん方にも広く呼びかけをして、一緒にこの事業をやっていきたいということで考えているもので、今日お示しを資料6でさせていただきました。

この事業について、今、説明がありました、これについて何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

【委員】 2年前だと思うのですが、生涯学習センターでやられたとき、発表をさせていただいたのですが、そのとき、中学生も来て、生徒会でこういうことを活動していますというのを聞いて、今、中学生は随分いろいろよく考えているなと思いました。

こういうことをもっと活発に、本当に広報でどんどんやられていった方が、私はすごく、その場で聞いてすごくいい取組と思いました。だから、こういうことが行き渡っていないから、なかなかこういうことをやっているということも保護者も分からないし、先生方にもぜひ来ていただければ、中学生はこういうことをやっていることを、小学校の教員にも、こういう場に来て話を聞いていただきたい。どんどんやっていただきたいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。この事業は、その日だけが目的でやっているわけではなくて、その経過、プロセスが非常に重要だと思っていて、この事業を進める経過の中で様々な問題にぶち当たり、それを解決しようとみんなが考えながらやっていくということに非常に意義があるかなと、私などは思っているところでございます。

他に何かご意見はございますか。

【委員】 今回は防止シンボルマークということで子供たちが考える機会を与えていただいているということですが、考えておしまいではなくて、考えたことをつなげていかなければいけないというところもあるので、そういう意味では、これまで、昨年度の撲滅宣言でもそうですが、その宣言の中で選ばれたものをポスターにさせていただいて掲示するようなことをしていただいている。やはり、いつでも見られることで意識をさせることができるのではないかなと思いますし、そういう、意識させる環境づくりというのを推進していかなければいけないかなと思います。ぜひまたシンボルマークなどにつきましても、いつでも見られるような形で、子供たちが意識化できるような形にさせていただいたらありがたいなと思っています。

【委員長】 ありがとうございます。他にいかがですか。後でまたご意見がありましたらおっしゃっていただければと思いますので、取りあえず今日のメインであります(3)に移らせていただきます。

先ほどもありましたように、昨年9月28日にいじめ防止対策法が施行されたわけでありまして、その法律と、今、私どもが持っている練馬区教育委員会いじめ問題対策方針ということの整合性をどういうふうに図っていくかということも大事ですし、また国の様々な方針に込められた理念というものをどうやって具体的に区の場で生かしていくかということは非常に重要なことだと思っております。そういう意味では、昨年、皆様方のお力添

えで作らせていただいた「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」をブラッシュアップしていくかということ、私どもなりに、とりあえず案ということで考えさせていただきましたので、ぜひ皆様方のご意見をいただきたいと思っております。

それでは、資料7、8、9、10となるのかな、ちょっといっぱいありますが、事務局、お願いします。

【事務局】 事務局です。それでは資料7をご覧ください。資料7につきましては、平成25年6月28日、平成25法律第71号として公布され、平成25年9月28日に施行になりましたいじめ防止対策推進法の概要を示したところでございます。

こちらには、総則としていじめの定義、そして基本方針等がいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めること。また、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができること等が示されてございます。さらに、基本的施策、いじめの防止等に関する措置につきましては、ここに丸つき数字で多くのことが示されているところでございます。

また、四に、重大事態への対処ということで示されております。こちらにつきましては、重大事態に対処し、および同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものということで示されております。また、報告、再調査、そして措置を講じることについても定められているところでございます。

さらに、五 雑則として、学校評価における留意事項等に規定を設けることと示されているところでございます。

続きまして、資料8でございます。いじめの防止等のための基本的な方針の概要でございます。本文は資料9を本日配布いたしましたので、まず概要の方だけを説明させていただきたいと思っております。

第1には、基本的な方向に関する事項が述べられております。そして第2には、いじめの防止等のために国が実施する施策。次に、いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策。そして第3に、いじめの防止等のために学校が実施すべき施策ということで示されております。

2番についてまずお話をしたいと思っております。地域基本方針の策定についてでございます。本区では、先ほど委員長からもありましたが、昨年度の本チームでもご意見をいただき策定した練馬区教育委員会いじめ問題対策方針がこれに該当するところではないかと考えております。また、いじめ問題対策連絡協議会の設置につきましては、本区におきましては

本日行われています本チームが連絡協議会に該当するのではないかと捉えております。

また、学校が実施すべき施策につきましては、学校は、学校いじめ防止基本方針の策定をするということが述べられております。また、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織をつくるということでございます。さらに、いじめの防止等に関する措置を行うということでございます。

これに基づき、本区がいじめ防止等問題対策方針を資料10として本日改訂案を示させていただいているところでございます。資料10をご覧ください。

改訂の事項は、資料10の太字で示してあるところでございます。まず、練馬区教育委員会いじめ問題対策方針(改訂案)の前文の中段に、「いじめ防止推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために見直しを図った。このことを受け、」ということを書いているところでございます。

また、太字で「児童生徒等」となっているものが幾つかありますが、「子供」と書いてあったり、「幼児・児童・生徒」と書いてあったりということで、昨年度策定したものが少しばらばらだったということもありますので、そこで統一をしたということですのでよろしくお願いいたします。

変わったところ、また、今、考えているところは2番です。まず、「本方針は、法第12条に基づき、国の基本方針を参酌し、見直しを図ったものであり、基本的な考え方として次の3つを挙げる」ということでございます。

教育委員会の取組としましては、(1)の、下から2行目ですが、実態把握と対応方針等のいじめ問題への効果的な対策についての定期的な点検、その実現状況の検討を継続するというところでございます。

次に2ページでございます。いじめ等対応支援特別支援チームの設置につきましては、質問紙票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするため、第三者による調査を実施する。調査を行ったときはその結果を報告するというところでございます。

変更点は、次に(2)の 定期的ないじめ実態調査の実施。このあたりは、タイトルがなくそのまま言葉があったということで、文章をカットしたことももちろんございます。このように項目立てをしたところもあるということでご承知おきください。

(2)の インターネット上のいじめに関する情報把握でございます。東京都教育委員会との連携を継続するとともに、被害等の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を講じ

たり、警察等の関係機関の協力や援助を求めたりするよう、学校に指導・助言するという
ことでございます。

次です。(3)につきましては、先ほどのいじめ相談窓口のこのクリアファイルは行っ
たわけですが、また校内研修も行いましたが、保護者への周知も行っていくというこ
とでございます。

続きまして3ページ、です。国の方針を受けまして追記をしているのが原則でござい
ますので、重大事態への対処ということで示してございます。学校等から重大事態発生
の報告を受けた場合は、法28条および国の基本方針に基づき、当該報告に係る重大事態へ
の対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じるとい
うことでございます。先ほど説明させていただいたところを受けての記載となっております。

次に、学校におけるいじめの防止等の取組の点検でございます。学校評価において、い
じめの実態把握の取組状況等、学校における具体的な取組状況や達成状況を点検し、学校
評価の結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行うというこ
とでございます。

次に大きく変わっているところは4ページでございます。4ページが、学校(園)の取
組でございます。こちらが、国の方針を受けまして、そこに基づいて追記をしているこ
ろでございます。

まず(1)いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置についてでございます。

いじめ防止基本方針の策定。具体的な取組や年間計画の作成・実施・検証等について。
学校は、国の基本方針や練馬区教育委員会いじめ問題対策方針を参酌し、学校の実情に応
じた学校いじめ防止基本方針を策定する際、具体的な取組や年間計画等の作成・実行・検
証などについて明記する。

次、学校のホームページ等の公開でございます。策定した学校いじめ防止基本方針は学
校のホームページなどで公開するということでございます。

ここにつきましては、現在のところ、やはり次年度の教育課程の編成とかかわってきま
すので、教育課程の編成とあわせて策定をしていったらどうかということで考えておりま
す。公開につきましては、策定した教育課程が来年度新たにスタートするところでの公開
でどうかということで考えてございます。

続きまして組織等の設置でございます。この組織につきましては、このように記載をさ
せていただいております。いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、既存の組織

を活用するなど複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される常設の組織等を置く。組織等の名称は各学校の判断とする。重大事態への対応を行うための組織等の設置につきましては、重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するため、速やかに学校のもとに当該重大事態への対応を行うための組織等を設けるということでございます。

いじめの防止につきましては、先ほど から示されていたところを文章にしたものでございます。

学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成ということで、まず道德教育の推進および人間関係構築能力等の育成。そして、コミュニケーション能力の育成等を取り入れた教育活動の推進。また、体験活動の充実。5ページになります、自尊感情や自己肯定感を育む教育活動の充実ということでございます。

飛びまして、 教員の指導力の向上についてでございます。こちらも、心理や福祉の専門家等を活用しということ、そして教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修を実施するとともに、個々の児童生徒等への指導の充実を図るということを加えてございます。

また、教職員の不適切な行為や体罰に関する研修の実施もここに示しております。教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化につながる可能性があることに注意するとともに、体罰についても、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害しいじめの遠因となり得ることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図るということで明記をしております。

いじめの早期発見・早期対応につきましては、調査等による把握、そして教職員等による把握につきましては、このように記載をしております。休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート、日記等から交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりするということでございます。

続きまして6ページでございます。6ページは情報モラルに関する啓発のところでございます。保護者・地域との連携強化および啓発の促進についてであります。パスワード付きサイトやソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、携帯電話のメールを利用しいじめに関して、情報提供および啓発を促進する。

(4)いじめへの対処についてです。いじめられる側の児童生徒への支援ということで、まず、事実関係の聴取についてです。

練馬区の基本姿勢に基づき、被害児童生徒に寄り添い、事実関係を丁寧に聞き取り、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。

次に、保護者と一体となった支援についてでございます。迅速に保護者に事実関係を報告し、いじめられる側の安全の確保に努めるとともに、信頼できる人と連携し、いじめられる側に寄り添い支える体制をつくるということでございます。

続いて、学校組織全体でのいじめへの対処でございます。

まず教職員での共通理解ということを示しております。教職員が抱え込むのではなくて、組織で情報を共有して、組織的に対応する。そして、平素からいじめへの対応について教職員全体で共通理解を図るということでございます。

7ページになります。いじめの認知および対応についてでございます。

いじめであるかどうかの判断は組織的に行い、ということを加えてございます。対応の必要なケースについては、事実確認とともに、まずいじめられた側の児童生徒の保護者との連携を十分に図るということでございます。

次に、重大事態への対処でございます。重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに、法第28条および国の基本方針に基づいた重大事態への対応を行う。その際、児童生徒や保護者への心のケアと落ちついた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人情報保護等に十分配慮する。

それから、重大事態への対処に関する結果等の報告についてでございます。当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに質問紙票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査を行う。調査により明らかになった事実関係について報告する。

インターネット上のいじめへの対応についてでございます。ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除をする措置をとるための相談窓口や、違法な情報発信停止や情報の削除の手続方法等について、児童生徒および保護者に情報提供する。児童生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に相談し、適切な援助・助言を求めるということでございます。

校（園）種間および関係機関との一層の連携につきましては、子供関連施設との情報共有を、後段に付け加えております。特に犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命・身体または財産に重大な被害

が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をし、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとるとのことでございます。

次に5番、学校におけるいじめの防止等の取組の点検でございます。

まず、いじめ防止基本方針の点検・見直しでございます。学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを、設置した組織等を中心に点検し、必要に応じて見直すということでございます。

学校評価における教職員の評価でございます。日ごろから児童生徒の理解、未然防止や早期発見など、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するということでございます。

最後に、児童生徒および保護者等に参画についてでございます。学校関係者評価等を活用し、学校全体でいじめの防止等の取組に対して積極的に参画できるよう配慮するということでございます。

なお、学校で策定いただきます「学校いじめ防止基本方針」につきましては、まず最初に策定していただくということですので、教育委員会でも集約をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

【委員長】 国の動き、また24年度の状況を見て、さらに充実をさせるべきだろうということを含めて、主に訂正といってもほとんど加えているという認識でよろしいかなと思っております。ただ、学校への取組が非常に多くなっておりますので、その辺のところから、まず学校のメンバー、委員さんのほうからご意見があればと思うのですが、いかがでしょうか。すぐには出ないですか。どうぞ。

【委員】 二つあります。一つは、先ほどのインターネットにかかわる部分でございますが、幾つかインターネットにかかわる部分での記述があって、ありがとうございます。その話に特化してというのはまずいので一つだけあれなのですが、情報の削除というのは、先ほどの無料通話アプリ等ではできないということなので、もう、発信されたらそれっきりになってしまうので、そこが逆に言うと、言葉は申しわけないですが後追いのような形で、もう情報の削除はできませんよという今の世の中なので、これが文言で、情報の削除で、インターネットに出た場合にはできますよという形で出てしまうと、ちょっと、ある意味手遅れになっているのかなという気がします。

それからもう1点は、これは古いようで新しいようなところもあると思うのですが、ち

よっとどこに入れたからいいかという難しいのですが、保護者・地域との連携強化および啓発の促進ということで、例えば本校でも起きているのですが、そういう文言を出すかということがあります、特別支援にかかわるような、例えば発達障害にかかわるような子供たちの保護者との連携も、しっかり私は組んでいくような部分もあったほうがいいのかなと思っています。というのは、これは古くて新しいようなところで、発達障害にかかわる子供たちがどうしてもいじめの対象になってしまうという部分も。ターゲットに、おもしろおかしい部分ということで、あるということが、やはりいつの時代でも私は感じるころなのですが、そういった部分でそういう文言を改めて出すかどうかということが、どうなのかなと思って、今の説明を聞いておりました。以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。他はいかがですか。皆さんも自由にご意見をいただければと思います。どうぞ。

【委員】 ただいま、昨年度の改訂される前のものと見比べながら説明を伺っていたのですが、このいじめ防止対策推進法からすごく筋が通って、昨年度までの理念もすばらしいなと思っていたのですが、より、一本筋が通った感じがしました。何か生意気な言い方で済みません。

それで、当然ながら学校の中でもいじめの防止の基本方針、これに従って各学校がおりていく必要はあるかと思えます。ですから、学校としては、練馬区としてのいじめ対策方針が行き渡っていくというのは非常にありがたい。これを基に、各学校に即した基本方針をつくれるのではないかなと感じております。

あともう1つは、最後の方にありましたが、学校評価に加えるのだというところで、やはりこの辺も、少しでも多く、学校よりも、閉ざされたよりも、いろいろな委員の方々に意見を聞いていけるような状況が作れるのは確かにいいなと感じました。

それから、学校関係者評価で、生徒からのアンケート、あるいは保護者からのアンケートに、学校としてのいじめを防止する、あるいはいじめにどう対応しているかということのリアクションを受け取るというのは大事なことなのかなと思いました。

【委員長】 ありがとうございました。いかがでしょうか、ほかに。

【委員】 もう1点いいですか。実は昨年度、ちょっと個別に質問させていただいた件がございまして、練馬区で情報モラル講習会というのをやっておりますが、例年、非常に参考になるお話を講師の先生にいただいているのですが、対象が2学年対象なのです。伺うと、講習を受ける人数によってお金が大分違ってくると。現場としては、やはりこれ

は3学年対象で毎年講習会を受けられる体制をぜひ作っていただければ。

というのは、やはりいじめ問題ですとか、非行に関してもそうなのですが、今、携帯電話や通信機器というのは切っても切れないもので、多くの場合がかかわっていることが多いのです。ですから、3年に1回という機会ではなく、専門家のお話を毎年聞けるような状況をつくっていただくと非常にありがたいなと思っております。

【委員長】 結構、あれは評判がいいので続けているんですね。あと、保護者の方々にも本当はもっともっと参加していただくといいなと思っております。だから、参加しやすいような条件整備を今、土日とかそういうのを含めてやってはいるのですが、ぜひそれは充実をさせていきたいと思っております。確かに、これだけ先ほどからインターネットの問題が出ているということは、それだけ深刻な状態であるということだと思いますので、ぜひ、これは事務局としてももう少し、一步一步、突っ込んで考えていきたいなと思っております。

他はいかがでしょうか。こういう形で方針を改訂したいと思っておりますが、皆様方のご意見の中で、例えば、ここはもう少しこういうふうにした方がいいのではなからうかとか、こういうものも加えたほうがいいのかというご意見があれば、お出しいただければと思います。はい、どうぞ。

【委員】 一つ素朴な質問なのですが、今の情報モラル講習会というのは学校で毎年やっているような気がしたのですが、これは各学校で全部同じ内容なのですか。

【委員】 同じです。

【委員】 保護者にも全部同じ。

【委員】 はい。テキストが共通のテキストを使ってやっていますので。あと、講師の方も1人の方がやっていますので、やっている内容は全部同じです。

【委員】 その講師の方がずっと各学校を回っている。

【委員】 そうです。議会の方でも、やはり最近はスマートフォンが出てきているので、それに合わせたような形の内容にしたらどうだというようなご意見もいただいているのですが、講師の先生なりテキストが、確かに携帯が主体になっているのですが、ああいった機器を使ったいじめというところは、どんな機器が発達しても根は同じというところがあって、携帯の例を使ってやっていますが、新しい技術にも応用できるというか、そういう内容には一応なっているということなので、新しい仕組みなり、どんどん変えていくというのも必要なところはあるのですが、その内容としてはどんなに発達しようが何をしよう

が、顔の見えないツールでのいじめ防止という観点では、それはとらえてやっているのかなとは感じています。

【委員】 保護者にもどうぞというお声がかかるのですが、行くと本当に、あまり保護者がいないというのが現状のような。各学校は分からないのですが。

【委員】 最近は土曜日授業を使ってやっていただいて、それでちょっと保護者の方が増えてきているというのは、最近は出ています。

【委員】 統一して何か区で方針というか手紙でも、学校で渡される手紙は、いまいち分かりづらいという、保護者から見ると「うん？」という感じの文章とかもあるので、そこを何かぴしっと共通して食いつくような感じにすると、親も実際にこういう、今日、僕はこうやって来て、無料通話アプリの話とか、ああすごいと思うのですが、そういうことも含めてやって盛り込んでいただくと、親も逆に、じゃあ聞きに行こうかなというのは多分感じると思うのです。そうすると、もうちょっと、今、無料通話アプリ等でのいじめがすごいとか、ネットのいじめがすごいというアピールというか、そういうのがもっと親から情報がもらえるような気がするので、もうちょっと具体的に、「こういうことなので」とかがあると、逆に保護者としては行ってみようかなという気分には、ぜひ聞いてみたいという内容になるのかなと思うのですが。

【委員長】 ありがとうございます。どうぞ。

【委員】 私も同じなのですが、この間、7月に情報交換会をやって、やはり無料通話アプリ等のことをよく知らないんです。使い方とか、どういうふうに子供たちが使っているかということをよく知らなくて、私が一生懸命説明したりしたのですが、やはり保護者自身がそれを知らない所以对策の立てようもないというところがあります。細かいこともあるので、無料通話アプリ等の使い方は保護者の方に説明していただいて、それから対策というのを考えていただいたほうがいいので、おっしゃったようにぜひ土曜日とか、皆さんがいらっしゃるときにやっていただいたらと思います。

【委員】 ちょっといいでしょうか。2点ほどあるのですが、1点目が2ページの、重大事件が発生した際はこの重大事件というのはどのレベルを指していて、誰が認定するのというのが何もないと、何が重大事態と捉えるのというところ。

【委員長】 事務局、その点は何がある？

【事務局】 はい。資料8の裏面をご覧ください。これが国のいじめ防止等のための基本的な方針ですが、ここで重大事態のところを示されています。いじめにより、児童生

徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。例えば児童生徒が自殺を企図した場合等。また、いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合があるなどは、迅速に調査に着手するというごさいます。

【委員】 この中にそういうものを入れておかないと、こっちを見ればわかるねというのはどうなのかなというので、織り込み方をちょっと工夫した方がよろしいのかなと思います。

あともう1点ですが、4ページの学校の取組ですが、この2の組織等の設置で、例えばいじめ防止等の対策のための組織（以後「組織等」の設置）となっているのですが、別に略さなくたって、なまじ「等」が入るとこの「等」は何、となるので、むしろずっと「組織の設置」と、表題も含めて整理できれば整理した方が学校は混乱がないのかなと。

それから、校長の方にお聞きしたいのですが、こうやって「各学校の判断とする」という書き方をするのか、組織の名称等は「各学校長の判断とする」のか、こういう方針のときにはどういう書き方がふさわしいのでしょうか。

【委員】 確かにそうですね、学校長の判断ですよ。学校が判断するわけではなくて、学校長が判断して決裁していくわけなので、学校長と付けていただいたほうがより明確になるかなと思います。

【委員】 そうすると、その下の重大事態への対応のときも、「学校のもとに」となっているので、これも「学校長のもとに」とか明確に書いたほうが、先生としてはこれに基づいて動きやすいのかなと。まず職員会議をしてみんなで話し合おうというのではなくて、やはり学校長がリーダーシップをとというような感じでいいのかなと思って。要らぬおせっかいと言われたら終わりなのですが。

【委員長】 学校という表現がいいか、学校長という表現がいいかは、これはちょっとまた学校長の意見もそこそ聞いて、調整をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。中身で何か、委員の方、いかがでしょうか。

【委員】 先ほどお話のあった、発達障害の方について、やはりすごくそこが気になったのですが、そちらのほうに発達障害者へのいじめという言葉は使わなくても、学校の中での居心地が悪くなったという生徒さんの中で、あるいは通級に通われているとか、カミングアウトされている方というのは意外とそういうことはないのですが、そうではなくて教

室の中でのちょっと個性が強い方だとかは、どうしてもターゲットになっている。そういう中から学校の中での居心地が悪くなってという方がいる中での、個を配慮しつつ、個人一人一人を尊重するというときに、どこまでその方たちの個性というのを認め合って生活していくとか、そういうものも必要だと思うのですが、どう、教室の中でそこを先生たちが子供たちに説明をしていくか。例えば通級や、知的固定級のある学校にうかがいますと、時々交流なんていう形で生徒さんが行くときに、わざわざ固定の先生たちが教室に行って、「こういう生徒さんたちもいるんだよ」、「個性をこういう風にもっている生徒さんもいるからね」という感じで、割と丁寧に説明をされて交流に送り出されているという学校さんもあるようなのですが、実際そういうことではなく、本当に各学校、特に通級等のない学校の中でも、そういう生徒さんをどのように理解を、教室の中で指導されていくかというのは一つ大きな課題ではないかなと思っています。文言として表せるかどうか。

【委員長】 そうですね。特別に支援を必要とする子供たちのことをどういう風に、この基本的な方針の中に盛り込むことができるか。特別扱いをするというのも何かちょっと違うような気もするし。ということで、大分迷ったのですよね、最初つくるとき。明確にそういう特別支援の子供たちをどうやってこういう基本方針の中に位置付けるかということをややはり考えたほうがいいのだという意見もありましたので、いろいろ考えたのですが、なかなか納まりがあまりよろしくなかったという、実は経過がありました。

ただ、やはりいろいろと現状を見てみると、こういう基本方針の中にあえてそういうところをしっかりと入れておいた方がいいということであれば、それはやはり検討していかなければいけないかなとは思っています。ただ、非常に難しいかなという思いもありますので、これについては、ご意見としていろいろ踏まえながら検討させていただければと思っております。他、いかがでしょうか。

では副委員長、ちょっと締めただけければ。

【副委員長】 小さなことですが、2ページの、望ましい人間関係を育むコミュニケーション能力の育成についてですが、人間関係を育む方法は様々ありまして、地域によってSSTをやっているところもあればアサーションをやっているところもあれば、ピアサポートをやっているところもありますよね。だから、SSTだけが名前が挙げてあると、区としてこれを推奨しているような感じがします。いろいろ書くか何も書かないかの方がよいのでは。

【委員長】 なるほど、わかりました。確かに。

【副委員長】 情報モラルの件は本当に難しいのですが、参加者が少ないという。でも、参加者を幾ら増やしたところでどうするか。例えば今、保護者は何人ぐらい来られているのですかね。

【委員】 多いところでは数十人というのがありますが、まあ一桁あたりが普通です。

【副委員長】 それ例えば10倍になったところで、全保護者の何分の一という割合ですよね。ですから、まず保護者の方に、先ほどおっしゃったような、すぐわかるような、ここを注意しましょうというような簡単なリーフレットみたいなものをお配りすることを盛り込んでもいいのかなと。つまり、そういう講習会に来ない家庭の子供の方が、やはりいろいろな問題も生じやすいですよ。ですので、講習会に来させるというのももちろん大事かもしれませんが、来ない人にもきちっと分かるような何かを差し上げるのがよろしいかなと思います。

あともう1点は、やはり情報モラルに関する点なのですが、先ほど、保護者の方も分かっていないと。教師もわかっていないと思うのです。ですから、まず教師が勉強して、道徳の授業でも年に1回情報モラルに関するような授業をやるのが推奨されていますので、情報モラルに関する授業を年に1度は行うというふうにする。先生が勉強して、それはすごく詳しくなくてもできるような、こういうメールとかSNSをやるときに、これがマナーだよ、こういうことはしてはいけないよねと。よく言われるように、メールとかインターネットだと人間は感情的になりやすいです。普通のやりとりよりもはるかに感情的なことが入りやすいというようなことを意識させたいので、こういうところに気を付けてそういうものと付き合いおうねという授業を、まず教師が子供に伝えていくことが一番大事な点なのかなと思いました。それには、まず先生方が勉強しないとですけども。

【委員長】 ありがとうございます。他に何かご意見ございますでしょうか。

本当に、委員の皆様からたくさんご意見をいただきました。いただいたご意見を練馬区教育委員会いじめ問題対策方針に反映をさせまして、ぜひ、いじめの未然防止・早期解決につなげていきたいなと思っておりますが、これは今後、手続的にどういう形で決まってくるのか、教えてください。

【事務局】 今回いただきましたご意見等をもう一度検討させていただきますので、そのうえで教育委員会の方ということになっております。

【委員長】 今日の今日ですから、よく読んでみたらこういうところを直した方がいいのではないかとこのところについては、あまり長い時間ではなくて、個人的に個別にお寄せ

いただくということも含めてお受けさせていただいて、そのうえで検討させていただいて、教育委員会の方で最終的には決めていくという段取りをとらせていただきたいなと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、事務連絡です。次回の日程ですが、2月中旬から3月上旬の間で開催を予定しております。委員長と副委員長の都合で申しわけございませんが、後日日程を調整させていただき、ご連絡をさせていただきます。開始の時刻ですが、本日と同じく午後6時から8時の間ということをお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。遅くで大変申し訳ございません。それでは、後日ご連絡をさせていただきたいと思います。

それでは、何かこれだけはというのが、もしご意見があれば、よろしいでしょうか。

それでは改めまして、本日はどうもありがとうございました。また次回の開催通知につきましては、別途お送りさせていただきます。

以上をもちまして、第1回のいじめ対策等対応支援チームを終了させていただきます。ありがとうございました。

了